

匝瑳市議会令和4年12月定例会

提 案 理 由 説 明 書

議案第 1 号

令和 4 年度匝瑳市一般会計補正予算（第 8 号）について

本案は、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 508 万 6, 000 円を追加し、令和 4 年度匝瑳市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 154 億 698 万 1, 000 円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 2 号

令和 4 年度匝瑳市一般会計補正予算（第 9 号）について

本案は、歳入歳出それぞれ 2 億 6, 298 万 2, 000 円を追加し、令和 4 年度匝瑳市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 156 億 6, 996 万 3, 000 円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第3号

令和4年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ423万9,000円を追加し、令和4年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,358万9,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第4号

令和4年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ109万2,000円を減額し、令和4年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,156万9,000円といたしたく提案した次第であります。

議案第5号

令和4年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

本案は、歳入歳出それぞれ118万5,000円を追加し、令和4年度匝瑳市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,273万2,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号

令和4年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について

本案は、令和4年度匝瑳市病院事業会計予算のうち、収益的収入及び支出につきまして、それぞれ4,306万1,000円を追加し、総額をそれぞれ29億6,538万1,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第7号

匝瑳市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

なお、本条例の制定に伴い、匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号

匝瑳市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、児童福祉法の規定に基づき、地域の中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターを設置することに関し、必要な事項を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第 9 号

匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、国及び県に準じた措置を講じるため、現行 60 歳としている定年年齢を 65 歳まで段階的に引き上げるとともに、これに伴う諸制度を整備するための関係条例を改正いたしたく提案いたした次第であります。

議案第10号

匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与を改定するため、関係条例を改正いたしたく提案いたした次第であります。

議案第 1 1 号

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合を改正いたしたく提案いたした次第であります。

議案第 1 2 号

匝瑳市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、常勤特別職職員の期末手当の支給割合を改正いたしたく提案いたした次第であります。

議案第 13 号

匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、病院事業の管理者の期末手当の支給割合を改正いたしたく提案いたした次第であります。